**３　専修学校学則作成例**

|  |
| --- |
|  |

**※この作成例は一般的な例であるから、各専修学校の実情に応じて、適切なものとなるよう内容を工夫すること。**

○○学校学則

　　　第１章　総　則

　（目的）

第１条　本校は、○○○○を養成（育成）することを目的とする。

　（名称）

第２条　本校は、○○○○学校という。

（位置）

第３条　本校の位置を岩手県○○○○○○に置く。

　〔注　分校のある場合はあわせて記載すること。〕

　（自己点検・評価）

第４条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

　　　第２章　課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

　（課程、学科、修業年限、定員）

第５条　本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課程名 | 学科名 | 修業年限 | 入学定員 | 総定員 | 備　　考 |
|  | 科 | 年 | 名 | 名 |  |
|  | 科 | 年 | 名 | 名 |  |

　〔注　課程名欄には、「○○専門課程」のように分野の名称を入れることが望ましい。備考欄には、「昼間」「夜間」「昼夜開講」の別等を記載すること。〕

　（学年、学期）

第６条　本校の学年は、○月○日に始まり翌年○月○日に終わる。

２　○○課程の学期は、次のとおりとする。

　第１学期　○月○日から○月○日まで

　第２学期　○月○日から○月○日まで

　第３学期　○月○日から○月○日まで

　（休業日）

1. 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

　(1)　土曜日及び日曜日

　(2)　国民の祝日に関する法律に規定する日

　(3)　夏季休業　○月○日から○月○日まで

　(4)　冬季休業　○月○日から○月○日まで

　(5)　春季休業　○月○日から○月○日まで

　(6)　開校記念日　○月○日

　第３章　教育課程、授業時数及び教育組織

　（教育課程、授業時数）

第８条　本校の教育課程及び事業時数等は、別表第１のとおりとする。

２　別表第１に定める授業時数の１単位時間は、50分とし、卒業までに履修させる授業時数は、○○学科にあっては○○時間以上、○○学科にあっては○○時間以上…とする。

　（授業時数の単位数への換算）

第９条　本校の高等課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、３５時間をもって１単位とする。

２　本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義にあっては○○時間をもって１単位、演習にあっては○○時間をもって１単位、及び実験、実習、実技にあっては○○時間をもって１単位とする。

　〔注　講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学校が定める授業時数をもって１単位とし、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学校が定める授業時数をもって１単位とすること。〕

　（成績評価）

第10条　授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の３分の２に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

　（他の専修学校等における授業科目の履修）

第11条　他の専修学校、大学等において別表第２に定める科目を履修した場合には、各課程の修了に必要な総授業時数の４分の１を超えない範囲で、当該課程における選択科目の履修とみなす。

　（始業及び終業）

第12条　本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 課程名 | 学科名 | 昼夜別 | 始業時刻 | 終業時刻 |
| ○○課程 | ○　○　科 | 昼　間 | ○○時○○分 | ○○時○○分 |
| ○○課程 | ○　○　科 | 夜　間 | ○○時○○分 | ○○時○○分 |
| ○○課程 | ○　○　科 | 昼　間  夜　間 | ○○時○○分  ○○時○○分 | ○○時○○分  ○○時○○分 |

（教職員組織）

第13条　本校に次の教職員を置く。

　(1)　校長　　　名

　(2)　教員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 課　程 | ○　○　課　程 | ○　○　課　程 | 計 |
| 教　員 | 名以上 | 名以上 | 名以上 |
| 講　師 |  |  |  |
| 助　手 |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

　(3)　事務職員　　　名以上

　(4)　学校医　　　　名

　(5)　○○　　　　　名

２　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

　　第４章　入学、休学、退学及び卒業

　（入学資格）

第14条　本校の入学資格は、次のとおりとする。

　○○課程は、････････････････････････････････････････････････

　（入学時期）

第15条　本校の入学時期は、次のとおりとする。

　････････････････････････････････････････････････････････････

　（入学手続）

第16条　本校の入学手続は、次のとおりとする。

　１　本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第25条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出願しなければならない。

　２　前号の手続きを修了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

　３　本校に入学を許可された者は、入学許可の日から○日以内に第25条の入学金を添え手続きをとらなければならない。

　（転入学）

第17条　本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

　（休学、復学）

第18条　生徒が、疾病、その他やむを得ない事由によって、○日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

２　前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

　（退学）

第19条　退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

　（課程修了の認定）

第20条　第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

２　所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

　（称号の授与）

第21条　前条により、○○専門課程○○学科を修了した者には、専門士（○○専門課程）の称号を授与する。

　〔注　専門士（○○専門課程）の○○には分野の名称を記載すること。〕

　　　第５章　科目等履修生

　（科目等履修生）

第22条　本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

２　その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

　　　第６章　賞罰

　（褒章）

第23条　成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる。

　（懲戒）

第24条　校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本文に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

２　懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

３　退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

　１　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

　２　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

　３　正当な理由がなくて出席が常でない者

　４　学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

　　　第７章　入学金及び授業料等

　（納付金）

第25条　本校の入学検定料、入学金、授業料及び実験実習費は、次のとおりとする。

　入学検定料　　　　　　円

　入学金　　　　　　　　円

　授業料　　　　　　　　円（年額）

　実験実習費　　　　　　円（年額）

第26条　既に納入した納付金は、返還しない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

　１　･････････････････････････

　２　･････････････････････････

２　停学を命ぜられた者も同様とする。

第27条　休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

　（除籍）

第28条　授業料その他の納付金を○カ月以上滞納した者は除籍することができる。

　　　第８章　寄宿舎等

　（寄宿舎、健康診断）

第29条　本校は、寄宿舎として○○寮を設置する。なお、寄宿舎に関する事項は別に定める。

２　学校保健法第６条の規定に基づき、健康診断を毎年一回、別に定めるところにより実施する。

　　　第９章　附帯教育事業

　（附帯教育事業）

第30条　附帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　名 | 修業期間 | 授業時数 | 総定員 | 備　　　　　考 |
| 科 |  |  | 名 |  |
| 科 |  |  | 名 |  |

２　別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

　　　第10章　雑　則

　（施行細則）

第31条　この学則の施行についての細則は、別に定める。

　　　附　則

１　この学則は、平成○年○月○日より施行する。

（学則改正の場合の経過措置の記載例）

　　第○条の規定にかかわらず、平成○年○月○日以前に入学した者については、なお、従前の例による。

別表　第１

○○課程○○科

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 科目  区分 | 必修・  選択の  別 | 授業  科目 | 第１学年 | | 第２学年 | | 授業時数合計  　　　（単位数） |
| 週間授  業時数 | 年間授  業時数 | 週間授  業時数 | 年間授  業時数 |
| 一　般　科　目 | 必　修 |  |  |  |  |  | (　　　) |
|  |  |  |  |  | (　　　) |
|  |  |  |  |  | (　　　) |
| 選択 |  |  |  |  |  | (　　　) |
|  |  |  |  |  | (　　　) |
| 専　　　門　　　科　　　目 | 必　修 |  |  |  |  |  | (　　　) |
|  |  |  |  |  | (　　　) |
|  |  |  |  |  | (　　　) |
| 選　　　　　択 |  |  |  |  |  | (　　　) |
|  |  |  |  |  | (　　　) |
|  |  |  |  |  | (　　　) |
|  |  |  |  |  | (　　　) |
|  |  |  |  |  | (　　　) |
|  |  |  |  |  | (　　　) |
| ○　○　科　目 | 必　修 |  |  |  |  |  | (　　　) |
|  |  |  |  |  | (　　　) |
|  |  |  |  |  | (　　　) |
| 選択 |  |  |  |  |  | (　　　) |
|  |  |  |  |  | (　　　) |
| 必修科目授業時数 | | |  |  |  |  | (　　　) |
| 選択科目授業時数 | | |  |  |  |  | (　　　) |
| 卒業に必要な総授業時数 | | |  |  |  |  | (　　　) |

（注）　第１学年においては、選択科目を一般科目の中から○○時間以上、専門科目の中から○○時間以上、………履修するものとする。

　　　　第２学年においては、………

〔注　科目区分は各校の分類に従って区分すること。〕

別表　第２

○○課程○○科

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目区分 | 履修する専修学校、大学等 | 履修科目 | 本校において履修したとみなす授業時数（単位数） |
| 一　　般　　科　　目 | ○○大学○○学部○○学科  ○○専門学校○○課程○○学科 | ○　○  ○　○ | （　　　）  （　　　） |
| 専　　門　　科　　目 |  |  |  |
| ○　　○　　科　　目 |  |  |  |